

当院は、以下の施設基準に適合している旨、北海道厚生局に届出しております

基本診療料の施設基準

- ・急性期一般入院料 2
- ・診療録管理体制加算 2
- ・医師事務作業補助体制加算 1
(20 対1補助体制加算)
- ・急性期看護補助体制加算
(25 対1 看護補助者 5 割以上)
(夜間 100 対1)
(夜間看護体制加算)
(看護補助体制充実加算 1)
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・医療安全対策加算 1
医療安全対策地域連携加算 1
- ・感染対策向上加算 1
指導強化加算
- ・患者サポート体制充実加算
- ・ハイリスク妊娠管理加算
- ・病棟薬剤業務実施加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 2
- ・データ提出加算 2・イ
- ・入退院支援加算 1
入院時支援加算
- ・認知症ケア加算 2
- ・ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ・小児入院医療管理料 4
- ・地域包括ケア病棟入院料 2
(看護職員配置加算)
(看護補助体制充実加算 1)
- ・後発医薬品使用体制加算 1
- ・栄養サポートチーム加算
- ・救急医療管理加算
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・地域医療体制確保加算
- ・協力対象施設入所者入院加算

特掲療料の施設基準

- ・喘息治療管理料(注 2)
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料 イ・ロ・ハ
- ・ニコチン依存症管理料
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料(I)
- ・薬剤管理指導料
- ・外来腫瘍化学療法診療料 1
連携充実加算
がん薬物療法体制充実加算
- ・医療機器安全管理料 1
- ・検体検査管理加算(II)
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児食物アレルギー負荷試験
- ・CT 透視下気管支鏡検査加算
- ・画像診断管理加算 2

特掲療料の施設基準

- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・冠動脈 CT 撮影加算
- ・心臓 MRI 撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料(I)(初期・急性期リハビリテーション加算)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I)(初期・急性期リハビリテーション加算)
- ・運動器リハビリテーション料(I)(初期・急性期リハビリテーション加算)
- ・呼吸器リハビリテーション料(I)(初期・急性期リハビリテーション加算)
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- ・乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)
- ・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- ・経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ・医科点数表第2章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)等
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・輸血管理料 II
輸血適正使用加算
- ・麻酔管理料(I)
- ・病理診断管理加算 1
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出(簡易ジェノタイプ)
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注 3 に規定する救急搬送看護体制加算 2
- ・在宅療養後方支援病院
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・下肢創傷処置管理料
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)
- ・持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・先天性代謝異常症検査
- ・ストーマ合併症加算
- ・皮下連続式グルコース測定
- ・看護職員処遇改善評価料 45
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- ・入院ベースアップ評価料 61
- ・入院時食事療養(I)